

令和6年度第1回胎内市環境審議会 議事録

1. 日 時 令和7年2月27日（木）午前10時から

2. 場 所 胎内市役所3階 301会議室

3. 出席者（順不同・敬称略）

委員：南波 和也、土屋江理子、富樫 新一、南波正夫、川崎裕司、今井和彦、阿部憲一、
村山 千昌、高橋範行

事務局：井川参事、五十嵐主任、高橋主任

4. 会議録

井川参事：すいません。定刻より少し早いんですが、今日出席される方皆さんお揃いになりましたので、これから令和6年度第1回胎内市環境審議会を始めさせていただきます。本日進行を務めさせていただきます市民生活課生活環境係の井川です、よろしく願いいたします。まずもって今日天候回復したんですけど、この年度末のお忙しい中皆さんにお集まりいただき本当にありがとうございます。今回委員の方が新しくなって、初めて第1回の環境審議会になります。後程、正副会長を選任させてもらったり、あと今日は今年度の環境事業の実績の報告と、来年度の事業計画について説明させていただきたいと思っておりますし、また後程詳しく説明させていただきますが、来年度、第二次胎内市環境基本計画の中間見直しを行う年なんです。そこで例年ですと大体年度内に1回皆さんに集まってもらって意見交換等させてもらうんですけど、来年度中間見直しがあるもので、何回かに渡って皆さんにまた出席をお願いするかもしれませんので、その時はどうぞご協力よろしく願いいたします。本来であればこの後挨拶ということで、うちの市民生活課長の方が皆さんにご挨拶させていただく予定だったんですけど、今議会の真っ只中でちょっと委員会が入ってしまっていてどうしても出席できないということで、今日は課長は不在なんです。申しわけありませんがどうぞよろしく願いいたします。

それでは皆様、お手元の資料の次第に沿って進めさせていただきます。まずもう今2番の挨拶までもう終わらせてもらったんですけど、3番の委員、事務局紹介ということで、先ほども言いました通り、今回委員が改選されて初めての会議になりますので、それぞれ自己紹介などをいただきたいなと思っております。皆様のお手元にこの審議会名簿というものがあると思うんですが、次第を1枚はぐってもらおうと出てくると思うんですが、このナンバー順に少し自己紹介いただきたいなと思っております。すいません最初トップバッターは南波さんの方からすいませんが一言よろしく願いいたします。

(委員・事務局 自己紹介の省略)

井川参事:自己紹介も終わりましたので、一応任期が令和8年4月30日までということで、皆さんどうぞよろしく願いいたします。続きまして次第の4番、正副会長の選出に入らせていただきたいと思います。何度も言っているんですが、委員改選されて初めての審議会になりますので、皆様のお手元にこの名簿を1枚はぐってもらおうと胎内市環境審議会条例を付けさせてもらっています。この第4条に審議会に会長及び副会長各1名を置き、それぞれ委員の互選により選任するというふうに謳われております。皆さん、われこそはという方、もしいらっしゃったら挙手をお願いしたいなというふうに思うんですが、会長副会長と。

すいません。あらかじめ事務局の方からお声をかけさせていただいた方に、会長副会長をお願いしたいなというふうに思っております。会長は住み協会長でもあります富樫さんをお願いしたいなと思っておりますし、副会長の方は中条地区区長会副会長の南波さんの方にぜひお願いしたいなというふうに思っております。もし事務局からこの2人を推薦させていただきたいんですが、もし皆さんご異議ないようでしたら拍手で、

【拍手】

ありがとうございます。それでは富樫会長、南波副会長どうぞよろしく願いいたします。

それでは皆様のおかげでスムーズに進行できております、ありがとうございます。次第の5番、議題に入りたいと思います。これも条例の第5条で審議会は会長が招集し、会長が議長となるというふうに謳われております。またこの審議会は、半数以上が出席しなければ開くことができないということで、今回は皆さん1人を除いて参加していただいていますので、この会は成立していることをここに宣言させていただきたいと思います。

ではここから進行を会長をお願いしたいと思いますので、富樫会長どうぞよろしく願いいたします。

会長:大変難しい会長やらせていただいてありがとうございます。では早速審議の方に入りたいと思います。まず議題の方の1から4まで。資料1から7の報告を事務局の方から一括して説明してもらいます。それでは事務局お願いいたします。

五十嵐主任:ありがとうございます。そうしましたらお手元の資料の方をご覧いただきたいと思いますが、その条例の次のページをご覧ください。そもそも胎内市環境審議会とはということで、簡単に説明させていただきます。本日3名の方が初めてこの審議会の委員を務められるというところでございまして、その説明をさせていただきます。この役割につきましては、先ほど来申し上げております環境審議会条例の2条に記載がございまして、審議会は市長の諮問に応じ、市民の健全な生活環境の保全を図るため、環境に関する調査審議を行い、及び市長に答申するといったこういった役割となっております。具体的には、この当市が行う地球温暖化対策事業、また空き家対策事業、ごみ減量に関する取り組み等の評価、審議、またその市の環境事業全般に関わる意見交換を行っていただきま

す。また、胎内市環境基本計画及び胎内市地球温暖化防止実行計画の策定に当たり、ご審議を行っていただくと、こういった役割になっております。その下でございますが、これまで環境審議会の方で審議したその内容、計画と、今後これから審議をいただくスケジュールを記載しております。ここに書いている通りでございますが、主にこの2種類の環境基本計画と地球温暖化防止実行計画の策定に関わっていただきたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。一応議題の1の部分は以上のような質問でございます。質問は一応一番から4番の議題すべて終わってから承りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて議題の2、令和6年度環境事業実績の報告についてということでございますが、次のページをはぐっていただきたいと思っております。資料の2でございますが、こちらが令和6年度胎内市環境事業報告についてということで記載しておりますが、簡単に端折りながらこの報告をさせていただきますと思っております。

まず1つ目、環境事業。1省エネ地球温暖化防止対策、この事業でございます。まず最初に緑のカーテン、いわゆるグリーンカーテン普及事業についてでございますが、昨年度来引き続きこの夏の暑さ猛暑、高温化ですね。こちらを原因とする熱中症対策、また地球温暖化防止意識を高めるための事業でございますが、手段といたしまして65歳以上のみの高齢者で構成される希望した世帯と、あと社会福祉施設や公共施設、学校や保育園に対して、このグリーンカーテンを設置しますというこういった事業でございます。苗を事実上は市民ボランティア150人ほどの方、大勢の方に協力して配布していただいている、こういった事業でございます。その下に令和3年度から、令和6年度、今年度までのその希望世帯数、配った苗の数などを希望世帯数、配布数を記載してございますが、1世帯に2つの苗を配りますので、概ね3000苗、1500世帯に配っているというところでございます。

続きまして②環境啓発事業でございます。こちらが主に児童や学校の生徒に対して環境教育などを行う事業でございますが、まず1つが放課後児童クラブ、いわゆる仲良しクラブの方へ出前講座として年に2回ほどこちらの方実施しております。小学生の環境意識を高めるための夏休み期間中の放課後児童クラブにて77人の参加を得ました。

少し資料飛びますが、資料の5をご覧ください。資料の5がカラーページの次の辺りにあるんですが、この出前講座の写真をカラーで記載しておりますが、このように小学校1年生から小学校6年生まで、比較的小さい子供児童に対して、紙芝居であったりあとゲーム性のある環境マーク探しだったりを使って、新潟県の地球温暖化防止の組織に来ていただいて、センターの職員に来ていただいてこの出前講座を実施いたしました。後ろのページも築地地区の築地小学校の出前講座の実施の様を写真掲載しております。非常に子供たちは嬉しそうに楽しそうに学んでいる姿が見受けられました。

申し訳ございませんがページ戻りまして、資料の2の方またご覧ください。続いて小学生の環境イラスト展ということで、目的は一緒でございます。環境意識を高めるため市内の小学生に対して、そのイラストを実際に書いていただいて、テーマはみんなで守る自然

や環境というところでイラストを書いていただいて応募していただき、それを私どものこの市役所本庁舎の方のロビーに掲示するというところで、来庁者の意識向上にも寄与しているという事業でございます。出展数は少し少ないんですが、21点でコンテストも行いまして、入選作品をロビーにて展示して好評を得ております。

続いて③公共施設の照明LED化でございます。こちらの方が胎内市には数多くの公共施設がございます。学校、保育園、本庁舎、もろもろ体育館など図書館も入れて150近い公共施設がございますが、こちらの施設の一般的に使われてる一般家庭でも使われている蛍光灯、あと水銀灯のLED化について、今進めているところでございます。

こちらちょっと簡単に読み上げますと、令和5年11月、一昨年11月に水銀に関する水俣条約第5回締約国会議コップファイブというのがございまして、そちらの方で日本政府がこちらの批准同意をしたというところでございます。そこが発端でして、水銀がその蛍光灯には含まれておりまして、蛍光灯は環境に悪いというところで、令和9年度末までに製造及び輸出入を段階的に廃止するということが決定されました。このことに伴い、将来的には蛍光灯だったり、あと水銀灯の保守や調達ができないおそれがあるというこういった予定となっております。そこで調査を行ったというところでございます。ちょっとまたその資料が飛びますが、資料の6をご覧ください。こちらの方にまだ一般の市民だったり住民の方にも、まだその周知が徹底されてないところではあります。私が申し上げた内容が記載しております。一般照明用の蛍光灯が2027年、令和9年度末までに廃止されるということでございます。こちらの方はまた後でご興味のある方は読んでいただければと思います。

また資料の2の方に戻りまして、こちらの方と市の施設で設置されていた照明器具、主に蛍光灯でございますが、これらも相当期間を経過しておりまして、経年劣化であったり、実は電気料金も蛍光灯の場合は掛かると、電気代も電気使用料も大きいというところでございまして問題となっていました。その折こういったコップファイルの国際的な決まりに批准しましたので、令和9年度までにこの照明のLED化を進めていきたいと考えております。

次はぐっていただきまして、2生活環境保全・改善対策ということでございます。こちらの方、市内の空き家の数、空き家数が増加傾向にあります。空き家は町の景観を阻害する上、倒壊の恐れだったり、大風が吹いた折にはその部材が飛散して散らばるなど、様々な弊害、また人的な思わぬ事故にも結びつくことがあります。そこで今後、空き家をさらに増加させないための手段として、空き家を売りたい方、あとその空き家を買いたい方をマッチングするための空き家バンクの制度というものを、今管理、運営しているところでございます。ホームページも開設しております。また市内外の方に広く周知する取り組みとして、県外の方も含めて総合政策課の方で胎内サポーターズクラブ、メンバーであったりとか、商工観光課のメルマガ、メールマガジンに登録した方にも胎内市空き家バンクを紹介しているところでございます。その下でございますが、空き家の総合窓口の取り組み種類別の実績を記載しております。令和2年から令和6年まで、数字で表すとこの

ようなデータとなっております。ご覧の通り、取り組みの実績数も年々増加傾向にあるというところでございます。主などういった相談が多いのかというところで、主なところだけ説明いたしますと、やはり適正管理がなされていないという地域住民からの苦情の相談がございます。その1例として、敷地内の小屋が老朽化して傾いているとか、それがまた隣の家に寄りかかっているとか。またはその隣の家の空き家の家の柿の木が越境してしまっていて、隣の家にも蔭が絡んできたりして迷惑をかけているとかそういった相談があります。その他にも土地家屋の相続に関する相談などもたまにあります。その下申し上げますと、管理が行き届いていない空き家の所有者及び管理者に対しては適正な管理を促す文書を発送しております。先ほど申し上げたような越境している、繁茂しているような枝であるとか、そういったことに関して実際に文書を出してお知らせしているというところでございます。またその危険空き家とか、大規模改修が必要な空き家に関しては、現地に職員が赴いて調査を行い、再判定を実施いたしました。その実施調査の結果がその下に数字で記載しております。中条地区、乙、築地、黒川というところで地区別に記載しておりますが、前年の12月末時点で申し上げますと、令和6年末トータルの住宅総数が胎内市で1万2378件ございますが、そのうち空き家の総数は579件。その579件のうち、危険空き家の数は39件ということでございます。その空き家率で申し上げますと、4.68%ということでございますし、一番右の参考値というところで、比較対象として平成27年度、平成27年末の空き家総数と比べて確認いただきたいんですが、このほぼ約10年前、9年前とかの時点では346件でございましたものが、9年後には579件に増えているというところでございます。

続きまして公害事業について説明いたします。次のページをご覧ください。1公害対策についてです。今回ちょっと取り上げるのは主に畜産の臭気対策について報告申し上げます。乙、築地地区にある畜産事業者、鶏だったり豚であったり、そういった畜産事業者がございまして、その臭気測定を実施しました。午前中に測定した13施設のうち、3施設、夕方では5施設が規制基準をオーバーしているというところでございました。当市では超過した事業者に対しては臭気の改善を促すと、実施させた後、再度臭気測定を実施しております。追跡をしているところでございます。その結果、4施設が規制基準値以内であったし、また継続的な臭気対策を実施するために基準をオーバーした7施設全てには指導書を発布して、恒久的な継続的な政策についての指導、助言を行っています。

その下に年度別、あとその畜産事業場別の臭気指数状況を数字で表しております。

ちょっとぱっと見すぐわかりづらいところではございますが、令和3年から令和6年度まで、午前測定、夕方測定で内訳がございまして、事業所名はちょっと伏せていますが、乙地区と築地地区で分けて記載しております。グレーで網掛けされている部分が、規制を超過している部分箇所でございます。10未満というのが規制を下回っているというところでございます。10、11とか17とか大きい数字が結構ございますが、担当者から聞いたところ、その基準というのが意外とあまり臭いのしない部分、実際にはあまり臭いがしない基準、結構厳しい基準であるということは伺っています。経年で数字を追いかけていき

ますと、そこまでこれは臭気については悪化している状況にはないというふうなことが読み取れるのかなとは考えております。

続きまして次のページをご覧ください。次が廃棄物の事業でございます。こちらは1つが一般廃棄物の排出状況についてというところでございますが、一般廃棄物にも家庭系のごみとあと事業系のごみ、何かビジネスされてる方のごみの2種類に分けられるところでございます。こちら新発田地域広域事務組合の年間の直近の令和6年度の先月1月末時点現在のものでございますが、数字で表すとこのようになっております。胎内市、合計で記載しておりますが、大体胎内市のごみの総量で申し上げますと8837.19トン。1人当たりですね1日グラムで表しますと、1066.9グラム排出している計算となります。その下家庭系のごみは、年間の総数で申し上げますと5634.6トン。あと事業系のごみは3202.59トンと。いうことでそういった内訳となっております。

走り走りこの下の数字についてはまた後でご確認いただきまして、次のページをご覧ください。ごみの2番、ごみの減量化事業ということでございます。先ほど申し上げたような大量のゴミをできるだけ削減することが目的となっております。ここに書いてある内容でございますが、令和5年度の一般家庭から排出されたごみの排出量、年間6888トンでございましたが、令和4年度、前年度と比較しますと426トン減少しております。令和5年度を4年度と比較すると、可燃ごみで燃えるごみですね、355トン、不燃ごみで12トン減少という実績がございました。さらなる減量化を図るためにも、生活ごみ減量化の啓発活動として、広報などを利用して啓発活動を行っているところでございます。資料の7番をちょっとページをはぐっていただきたいと思いますが、一番最後のページでございますが、実際に6月1日の広報で掲載した内容がこのようなものでございます。このような活動をしながらまた排出削減に努めて行きたいと考えております。

その他というところで、走り走り申し上げますが、一番胎内市沖における洋上風力発電事業について、こちら簡単に説明させていただきます。県内でも注目を浴びている当市の洋上風力発電事業でございますが、目的は再エネの普及促進を図り、温暖化防止に向けた抑止に向けた連携と、関係機関、民間との連携ということでございます。新たな企業の創生、雇用の場の創生も含めますが、あとシビックプライド、地域住民の誇りの醸成等が期待されているというところでございます。令和5年12月に事業者がコンソーシアムが選定されまして、令和11年6月には運転開始を予定しております。そして今年の4月には変電所の建設、また送電線の設置などの陸上工事も始まる予定でございます。

2番、一般廃棄物最終処分場の建設についてでございますが、こちら簡単に説明しますが、一般家庭から出るごみは焼却場や、一般不燃物処理場で処理されたあと、リサイクルできないものだけ、燃えかすや灰だったり、最終処分場に埋め立てられます。現在は、新発田市の金津地域の新発田広域エコパークで埋め立てが行われておりますが、次の処分場の建設が必要となっております。それが新発田地域広域事務組合の方で動いているところでございますが、令和11年度の供用開始を目指して、新しい処分場の候補地として胎内市の船戸の土取り場跡地を選定しております。地元集落の方に説明会を行って

るところでございます。令和7年度、来年度におきましては発掘調査と環境影響調査を実施する予定でございます。大変ちょっと走り回りで申し訳ないんですが、資料の3、次は次年度の胎内市の環境事業計画について説明を申し上げます。ここに書いてある通りでございますが、簡単にまた説明をいたします。環境事業というところで、その1つ目、CO₂、二酸化炭素削減の取り組みでございます。指定ゴミ袋、今胎内市にコンビニであったりドラッグストア、スーパーなどで取扱して販売しておりますが、その6種類のうちの不燃3種類と可燃3種類を、現在石油由来のプラスチックの素材のものからバイオマス素材の括弧書きで書いておりますがサトウキビを原料としたバイオマスプラスチックの素材に変更いたします。これが令和7年度6月以降、順次店頭に並ぶ予定でございます。年間これによって28トンの二酸化炭素排出削減が見込まれておりますし、石油資源の節約の効果も見込まれております。

続いて2番、緑のカーテン普及事業、こちらは前年に引き続き取り組みます。3番、空き家対策事業、こちらは令和7年度市内全域において空き家の全棟調査を行います。あわせて全棟調査を行った結果、新たに判明した空き家の所有者、管理者に対しては、アンケート調査を行っていく予定です。また所有者に対して空き家バンクへの登録を促すとともに、家屋の監視パトロールを実施して、空き家の老朽化、樹木や雑草の繁茂などにより近隣住民に被害が及ぶことがないように、適正管理の指導啓発活動を引き続き行っていきます。4番、ごみ減量化事業でございます。こちらも引き続き行います。コンポスト容器であったり、電動の生ごみ処理機器の購入に対して、購入費の一部補助を行っております。またその再生資源の回収のため、子供会等の団体に廃品回収を奨励して、その奨励金を交付しているところでございます。続いて公害事業の方を説明させていただきますが、これも畜産の臭気対策についてでございますが、臭気を超過している事業者に対しては厳格な指導を行った上、令和7年度においても定期的に臭気状況を確認するとともに、監視のためのパトロールを行います。

最後、廃棄物事業、こちらはごみ減量化事業でございますが、令和7年度中には日本人、私たち日本人だけでなく、増加傾向にある居住する外国人にも、わかりやすい、やさしい日本語で伝わるようにその表示も変えますし、あと外国人に対してはごみの分別方法を簡単に検索できる多言語対応のごみ分別アプリを導入いたします。インストールしたアプリを頼りに、簡単に外国人もそのごみの分別を検索して、さらにごみの分別が促進されることが期待されております。

以上が議題の3、胎内市の令和7年度事業計画について簡単に説明をさせていただきました。最後、資料の4をご覧ください。こちらの方が冒頭申し上げました通り第二次胎内市環境基本計画の中間見直し版の審議策定スケジュールでございます。こちらはあくまで案でございます、実際にこれを9月中旬から予定しておりますが、1回、2回、3回と予定しているところでございます。ただ必ず3回行かうかというところは、ちょっとその審議に応じて、2回で終わる可能性もありますし、またその4回になることも想定はされます。ですのでこれはあくまで案であるということをご理解いただきたいと思います。

その基本計画とはそもそも何かというふうなところでございますが、その次のページにカラーでその概要版というのを添付しております。この詳細については、またお家に帰ってご覧いただければと思いますが、始めにというところに環境基本計画の説明がございます。住みよいまちづくりのための、またその社会情勢であったり環境問題に対応するべく環境基本計画というものがございます。この概要版でございますが、これはもうほんの6ページしかないのでございますが、本当の環境基本計画はこのように冊子になっておりまして、60ページぐらいの冊子になっております。この冊数がちょっと今手元にあるものが少ないものでして、皆さんのお手元には届けられなかったんですけども、一応こういったものが本物の環境基本計画ということでございます。2030年までの10年計画となっております。その5年を経過したところで皆様に、その見直しの審議というところでご協力を賜りたいと考えております。9月位を目途にお声がけさせていただく予定でございますのでよろしくお願いいたします。

以上、議題の1から4まで、説明、報告とさせていただきますが、よろしくお願いいたします。質問の方、もし今1番から4番まで議題進んだところでございましたら何なりとお気軽に出していただければと思いますが、よろしくお願いいたします。

委員：今の最後の胎内市の環境基本計画の、盛り盛り版というかフルバージョンというのは、ウェブで、

五十嵐主任：全部張りつけておきました。PDFで、

委員：はい、わかりました。9月までという所で、そこまでにしっかりと目を通しておくべきものなのかなと思います。確認させていただきました。ありがとうございます。

五十嵐主任：ありがとうございます。

委員：後ろのホームページのところで、

五十嵐主任：検索バナーがございますので、環境基本計画と打っていただくとそのページにたどり着けるはずです。

委員：了解しました。ありがとうございます。

五十嵐主任：よろしくお願いいたします。

井川参事：すいません。補足で、この環境基本計画の中間見直しなんですけど、すべてを変えるんじゃなくてあくまでもこの30年までの目標は設定してるんですが、5年間やってみて最終目標値が少しこれだと届かないじゃないか、もっと上の目標でもいいんじゃないか

いかというようなところを見ていって、あとこの計画に出ているところが本当に合ってるのかっていうそこら辺をまた皆さんに意見もらいながら、修正するところは修正して、全部変えるとなるともう第三次になってしまうんで、それは2030年行うとして、あくまでも中間ということで軌道修正をするっていうのが目標になってございます。

委員：では3点質問をお願いします。空き家579のうち、もし所有者相続者が不明っていうのが今分かればどのくらいか大体、無ければないでいいですし、来年度全棟調査でまた明らかになれば、その時に教えてもらいたいです。

あと2点目、外国人、大体何世帯ぐらいかざっくり、%でもいいけど今わかれば、分かなければ後でいいです。

あと3点目、ごみの雑がみの取り組み、市役所さんの環境係さん達で取り組んでいてすごくいいなと思って、ごみ箱に2種類の大きい古封筒をこう入れて、雑紙と燃えるごみと普通の丸ごみ箱にやっってるのを見てすごくいいなと思って、それはその全館で取り組んでいるのか、どのぐらいでやっってるのか教えてください。

高橋主任：空き家の相続人不明とか所有者不明なんですけれども、空き家の総数579件はあるんですけれども、実際問題となっている危険空き家の主に相続人ですとかお便りで探させていただいてまして、今実際にわかる範囲ですと3件、来年一斉に調査させていただいて、その空き家の所有者の方に対してアンケートですとかを実施するときに実はその全体の空き家の中で連絡がつかないというところがわかってくるかと思しますので、よろしく願いいたします。

井川参事：すいません。外国人がどれぐらいの世帯いるかってのはちょっと今、手持ちがなくて申し訳ないんですけど。

五十嵐主任：人数でよろしければ、多分私どもの市民生活課で管理してるので、仮にちょっと電話なりで後でお伝えできるかと思いますが、

井川参事：200人から300人ぐらいです。

委員：ざっくりでいいです。そんなにいるのですか。

参事：結構多いんですよ。

委員：そんなにいたんだ。わかりました。それでいいです。

井川参事：今うちだけではなくて、全庁的に外国人の方にどのように対応していくかってい

うのをいろいろ話し合っ、各課でできることをどんどんこれから進めていくっていうところなんです。ごみ分別アプリを来年度、早ければ7月位にはもう使えるようにしたいと思ってるんですけど、これも1つの外国人の方の対応として、胎内市内にたくさん住んでらっしゃる方を目掛けて、もちろん英語とか中国語、タガログ語、韓国語、あとこれはもう少し精査しながら5ヶ国語対応にしていきたいなと思ってます。日本語以外で、

委員：最近テレビでよく揉めてる原因がゴミなんですよね。

井川参事：そうですね、はい。

委員：地域住民で外国人を受け入れたいし仲良くはしたいんだけども、ごみ問題で揉めていってニュースをよく見るから、そんなにいたんですね。ありがとうございます。

井川参事：ごみの問題は本当に区長さんの皆様、いつもご協力いただいているところで、本当にこれが1つの大きな問題なっているんです。外国人の方って必ずスマホなり結構持っているので、アプリは多分取り込みやすいんじゃないかなということではそれを狙っています。もちろん大々的に宣伝もしていきますし、皆さんに使ってもらってちゃんと分別していただきたいなというふうには思っています。あと雑紙の取り組み、すいませんありがとうございます。そうですね、時に触れているいろいろ言っているんですけど、どこまで浸透しているか私たちもずっと見回ってはいないものですから、これはもう引き続き当然私たち職員からやっていかなければならないと思っていますので、周知していきたいなというふうに思っております。

委員：うちでももちろんやっているしバイト先でもやっています。やってみると簡単、やってしまえば簡単なんですけどね。

井川参事：いかに燃えるごみがどんどん少なくなっていくかっていう。本当にそのリサイクルだと思えます。

委員：塵も積もればで。

井川参事：そうですね。

委員：ぜひ全庁で何かとお忙しいと思いますがお願いします。

井川参事：ありがとうございます。頑張ります。

会長：何かありますか。

川崎委員：ごみの減量化をやってる中で、一応不燃ごみ、一応減少傾向になっているという事になってはいますが、この要因というのはどうなのですかというふうに〇〇。それとはっきり言って、資源ごみになるペットボトルとか発砲スチロールとか、一応市の方としてはそれは有効的に業者に回収して、最終的に財源となっているということですが、近年例えばウオロクさんとかイオンさんとかひらせいさんとか、そういうところに行くとポイントが入ってるような形でなっていると、そういう財源が減ってきてるんじゃないかなと、ちょっと危惧したんで、ちょっとその辺見ていただきたい。

井川参事：そうですね。確かに可燃ごみも不燃ごみも、

五十嵐主任：1月までの実績なのでちょっとまだ3月までってないので、いつも直近の令和6年度はちょっと微妙な数字なんですけど、ただまあ、

井川参事：あのですね一時期可燃ごみなんかすごい増えたのですね。コロナ禍において、過包装っていうんすか。こんなに包装いるかっていうぐらい包装のものがすごい増えて、その分やっぱりプラスチックごみ等になるんですけどすごい増えたんですよ。コロナが落ち着いて非常事態宣言解除されて普通になってきて、そういう過剰に包装されたものも少しずつ減ってきた中で、そこで少し減少しているっていうことはあったんですけど、あと当然やっぱり動き出せばそれだけごみも出るっていうことで、その違う今度はごみが増えてきたっていうのはあるんですけど、全体的に人口の方もやっぱり減少しているっていうところもあって、すいません。具体的なところは、私たちもちょっと全部は把握しきれないんですけど、コロナ禍が開けたっていうことと人口減少が1つ大きな要因になってるのかなというふうのはあります。ウオロクさんとかイオンさんとかでも、当然分別でこうやって川崎さんおっしゃるように、そういうのがあるんですけど、もうそこはそこでもう推進していただければいいのかなという、ごみの分別が進んで資源のリサイクルが進めば、それはそれでいいのかなというふうには思っております。

委員：市の財源は変わらないですか。

井川参事：すいません、ちょっと申し訳ありません。財源の推移がちょっと今すぐ答えられなくて申し訳ないんですけど。

委員：わかりました。

委員：ウオロクでポイントがもらえる。

委員：いやポイントがもらえるかももらえないかそれはしていないかもしれませんが、

委員：それももらえるのがある。

委員：あるんですよ、入れると。

委員：財源になるわね。

副会長：家庭ゴミはそれでいいかもしれないですけど、ポイ捨てというのがね。すぐ見つかって処分すればいいんだけど、1年も2年もそのまま放置されて回収すると全部燃えるゴミ位にしかならないですよ。

会長：特に川とかね。河川敷とかああいう所に捨てられると全部水害みたいに水かさが増えるとみんな流されて上流にいつっちゃうので、だからその前にみんな対処しなければならない訳ですよ。

井川参事：今ほど川崎さんから言われた資源物売却代なんですけど、ちなみに令和3年が430万、令和4年が490万、令和5年昨年度は450万と少し下がっております。すみません、私説明し忘れたのですが、やはり雑誌類がいまみんな電子書籍等が流行って来て、なかなか本を買うという方が少なくなってきて、ここの部分がけっこう減少しているのですね。それも1つの大きな要因かなっていうふうに思います。

委員：すみません。雑誌を図書館で毎年3、400冊廃棄本出て、それも財源になるの。

井川参事：財源になりますね。

委員：そうなのだ。わざわざお金出してごみに持っていくんだけど。

委員：そこへ持って行っても〇〇回収のときに出しても、そこへ持って行ってもいいんですよ。

委員：12月もお金を出して処分するより、ただならばかいしさ、10円でも入ればなおさらいいじゃない。

会長：ダンボールから、

委員：地域で廃品回収はしてないですか。

委員：地域での廃品回収はもちろんして、地域子供会に3万円はもらっているけども、

委員：そこに出せばいいんじゃないですか、うちの町内はそうしているけれども。

委員：そこに10冊20冊出せば300、400冊、トラック2往復分も出さないもの。

井川参事：村山さんすいません、ちょっと申し訳ありません。図書館の処理がお金もらっているか、ちょっともう1回確認しないとあれなんですけど。

委員：あんまり難しいこと言っているわけじゃないんですけど、この資料7にある雑紙の問題で、非常にこれわかりやすいんですけど、また今年の6月にたぶん出すと思うんですけど、うちの町内でも今問題になっている雑紙だとか色々あるんですけども、それをなるべく町内の倉庫の前にある〇〇に年2回廃品回収を子供会中心でリヤカーでやったりするんですけども、そこに溜めこんでおい、皆さんそれをまた町内の皆さんに還元するんですけども、そういうちょうど子供会でやってる廃品回収とかも資料3のなんかを見ると奨励金を交付しますなんて出ているんですけど、その事なんですか。

井川参事：はい、出しております。一応主に子供会なんですけど、その廃品回収をして当然どれぐらい何キロ集まって、それを子供会の方で業者に処分してもらってお金をもらっているんですね。私たちはそこにプラスして、少しでもやっぱりその分別に協力していただいたということで、その集めた重さ、キロに対してキロ3円の奨励金というのをしております。当然申請していただいてということになるんですけど、それはもう子供会の方にも周知しておりますぜひ進めてくださいという事で。

委員：毎年貰っています。

井川参事：それは続けております。何かの足しになってくれればいいかなというぐらいなんですけど。

副会長：うちの町内も春と秋やるんですけども、基本は金を得ることよりも3世代のコミュニケーションを期待しているのですが、それから空き家の関係で、うちの知り合いの空き家があるんですけども、以前は九州の方に手紙を出したりして、というのは高校の前に川があるんですけども、あの川を整備するときに8月の最後の日曜日やるんですけども、その前にその家の木が大きくなって、橋が崩れそうになるんですよ。だから勝手に切るわけにいかないと、一応許可を得て切っているんですけども、去年一昨年からも手紙が戻

ってきて、いないって形なんですよね。市にこの間相談して県の仕事だからってことで一応許可を得て、これから春にかけてまた木が大きくなる前に切ろうと思っているのですが、そういうことに対する許可といますか、そういうものはあれなんですか。また後で聞きたいと思いますけども、すぐできるものなんですか。切ってもいいよという許可を得ない限り駄目かなっていう気持ちもあるんですけどね。一応どこの名義になってるかちょっとわかんないんですけどもね。

井川参事：そうですね。南波さんから言われたところは私たちも1回確認をして、河川の管理が県なものですから、あそこは河川敷に生えている。それで県とも協議をして許可をもらったというか、それはやってくださいっていうふうに、

高橋主任：河川敷なんですけど私有地だったんですね。一応河川の担当が地域整備課だったものでして、地域整備課の方に県の方に依頼してもらおうと、でもやっぱりそんなところいっぱいあるので、県の方としてはなかなか手につけに行けない。南波さんからいただいた通り護岸がちょっと崩れかけているみたいなのところも、県の方には地域整備課を通して伝えてはいるんですけども、なかなか対象とはならなかったようでして、また空き家で相続人不明ですとか届かない場合は、一応その境界から出ている部分は切ってもいいっていうのはあるんですよ。あるんですけどもでもやっぱりなかなか、何ていうんですか人の敷地から生えているものは切れないっていうところはあるかと思います。

委員：そういうふうに言ってる間に木が大きくなって引き伸ばすんですよね。

井川参事：私どもが勝手に切れないっていうところがあって、どうしてもやっぱり確認しなければならぬっていうところが出てくるんですけど。

委員：あそこの川は高校の前の川は綺麗ですからね。蛍も舞うし、〇〇とか。うちの町内でも大事にして年1回やっているんですよ。

井川参事：私どもも引き続き地域整備課を通じてになる可能性もありますが、県の方にも当然伝えていきます。またその空き家の所有者も探して行きたいと思っております。

委員：空き家の関係で聞きたいんですけど、うちの町内にもそんなに多くないんですけどもあるんですけど、どっかの業者が入りますよね。業者が入って綺麗にして、新しく入ってもらうような形を取るとこもあるんですけども、そういうものに対するあれですか、規制だとかそういうのがあるんですか。それは自由にさせているんですか。

高橋主任：そうしますと借家だと、本人との借地契約っていいですか、になるので空き家で

は無くなるのですが、また空き家法とまた別な法律、建築法とかそういったものが入った宅建何とか法とかでそっちの方で決まっているもので、ちょっとあまりよく、すいません、ちょっと存じ上げてないもので、

委員：ある日突然勝手に今までいなかった家が人が入って、何かやってるというよく苦情が来るものですから、聞いてみるとそこで初めてそういうことやってるんだっていうのが気が付くんですけどね。

委員：先ほど会長がおっしゃられていたごみのポイ捨てがというところで思い出したんですけども、以前そのごみ拾いウォークみたいなイベントがあったんですけど、あれはどういった、すごくいい取り組みなんでありかなと思って。あれほどこの管轄で、どういったので動いているんですか。胎内市であったような。

井川参事：そうですね。うちの係で企画しているものではないんですけど、社会福祉協議会ですとか毎年行ってますね。あと富樫会長もいらっしゃる住み協でもごみ拾いをしています。いろんな団体でごみ拾いの方はいただいているところでございます。

会長：家の関係者もやってくれています。

井川参事：そうですね。企業も、

委員：集落に毎年クリーン作戦やっているけど、ゴミ袋なんか提供してもらっている。そういう意味では〇〇も〇〇している。おそらく各集落は毎年1回はしている。

井川参事：そうですねありがとうございます。確かにそこは一応住み郷の事業になるんですけど、うちの方で案内は各集落に出させてもらって、クリーン作戦はさせていただいております。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：悪臭のあれなんだけど、昨日たまたま住み郷の会議で話でちょっと出たんだけど、乙を〇〇なんだけども、この前出てるんだけど、話でいうと地元の方もそこへお勤めになつてるということであんまりちょっとそこに対しては強く言えないという話が出ただけど、初めて私も聞いたんだけど、そういう意味でこの事業報告、それから来年度のこの計画の中にも、悪臭の件ついてる事になっているんですけども、よりやっぱり個人じゃなくて行政としての立場で、より強い指摘というか指導というかな、そういうやっていく必要があるんじゃないかなっていうことで、昨日実は話を聞いてたまたまこういう

話。〇〇でも多分時期になるとそれなりに臭いはすると思う。俺もたまに通るとプーンとくる時ある。だからそういう意味でもやっぱり、ただ数字がクリアしたからそれでOKだとそういうことじゃなくて、やっぱりより強い行政の立場で指導をやっていく必要があるんじゃないかなってことで感じました。その辺〇〇に行ってもらえばなと思います。なかなか地元の人はそういう意味で言い分もあるわけだから。

井川参事：川崎さんですか。

会長：地元の委員さんがそういう発言したから。

委員：ありがとうございます。やはり毎年強い指導はしてもらっているのだけど、やはりほとんど出てくるのは特定の事業所なんですね。やっぱそれをどういうふうにするかっていうのは、やはり根本から直して行かないと、ただやはり事業所の人を通して〇〇なので利益なければいけない。それでどうしてもなかなかところはちょっと、ある所は今回阿部さん、〇〇ありますけども、堆肥化の改革をやってもらって少しそういうふうな所では改革できたかなという所はあるんですけども、まだまだやはり人間の臭覚ってというのは個人差がありますけども、体調のいいお昼時とか夕飯時になると、プーンと、ちょうど夕方になると空気が澱むんですよ。そうすると臭気が下がってくるんですよ。というのはあるのです。それまた強くお願いいたします。

井川参事：ありがとうございます。

会長：おそらくこれはあれなんですよ、やっぱり乙と築地地区だけじゃないと思う。もともと鶏舎があつたりなんかした所は、やっぱり臭気にそういうのがあるんだと思うんですよ。ただ我慢できるかできないかという判定だと思うので。私はもう凄い臭いでひどかったんだけど、だんだんよくなってきたんですよ。ところがそこの運営してる人たちがこう変わるとまた変わってくるんだよね。そういう問題もちょっとあるんだけど、ただ村山さんあなたの所もそういうので〇〇してびっくりして、聞いてて頭いいくなっちゃっている。もともと住んでいる人間は何で臭いがわかんねえかみたいなこと言われると、新しく来た人がすごい感じて、

委員：確かにあるんだと思います。たまたま風のない山から出しの風ではないけど、風が使用あれなんていうのは、温度が下がってくるとずーっと全部臭いが下に来るんですよ。それが鶏舎についてずーっと流れてくるわけ。それが朝の6時ぐらいまで凄い臭いがあるらしいんですよ。だから外へ出るとやっぱり足元の辺りに臭いがあって、ちょっと拡販されると臭いが出るし、そういうのがやっぱ年に何回かあるらしいんですよ。だから一番近くの人がわからなくてちょっと離れた人がわかるらしい。やっぱり拡散されたとこ

ろ。我々とかはこんな話で。これを私も笑いながらこう話しているんだけど、実際のところ、やっぱり臭いがそのまま嗅いだらすごい臭いんですよ。そういうふうになって、所が拡散すると臭いは臭いとして全然違うんですよ。そういう面があって頭を悩ませているというのがあるんです。でもね、長年やっている人達には強く言えないし、悪いけどこれは片付けておいてよねとかねそんな程度しか言えないですね。

委員：教えてもらいたいんですけども。臭気が10以上が臭うのでしょうか、一応そのために継続的な対策を実施するっていうことなんですけれども、市から指摘された業者は、具体的にどんな臭気対策をなさっているのでしょうか。例えば築地のBさんは、17からだんだんこう下がってきているよという方で、努力はされているんだろうけれども、どんな努力をされているのか教えていただきたいです。それでそういうことをどう広めれば、他の業者さんもそれはいい方法だと思えば、応用すればいいのではないかなと考えていかがでしょうか。

井川参事：ありがとうございます。それぞれ説明でも言わせてもらったんですけど、この臭気測定をして基準値を超過した事業所には改善策を出してもらおうんですが、その事業所によって経済力にも差があるんですね。だからダメだということではないんですけど、できる中でいろいろお願いしている。例えば臭いっていうのは阿部先生が一番よく分かっていると思うんですけど、やっぱり水に弱いので、とにかく臭いが出るところに散水してもらって、臭いを飛散しないようにするですとか、あとは根本的にコンポストっていう堆肥化する施設があるんですけど、それが老朽化しているので新しく新設しますとか、あと例えば養鶏場ですとちょっと鳥インフルエンザの関係があるんですけど、養豚場ですとかは木を植えて、それで臭い等をなるべく出さないように吸収するよというような取り組みをされていたりですとか、あとは基本的にニオイの出るところを塞ぐというような取り組みをしていらっしゃる。様々でございます。乙の事業所は阿部先生も協力していただいて、その堆肥施設を新しいものに変えて臭いが広がらないように、阿部先生、少しご説明していただいてもよろしいですか。

委員：いやあれ自体が臭いについてどの程度効果があるのかというのは、川崎さんにこの後補足していただきたいんですけども、一応そのしっかりと堆肥舎を囲うのと、あとはその出てきた堆肥舎の中、基本的には臭いが漏れないような環境なんですけども、出てきた臭いはここで臭いを全く消すわけじゃないんですけども、何かこう臭いとして関知しないような物質を混ぜた形にして、あとすごくおおきなブロアーがあるんですけども、それを上空になんか50メートル以上打ち上がるというふうに事業所の方が言っているんですけども、打ち上げて自然拡散してあくまで堆肥づくりのところでの臭いというのは以前に比べて対策はしていますということになっています。個々の技術はそれぞれもう実績のある技術を導入してやっているということです。いかがでしょう。実際それは効果ありま

した。そこはいくつかの事業所が密集しているので、それがどこの臭いかというのはなかなか言いがたいってのもあると思うんですけど、そういう対策はしています。お金を出したのも事業所の方なので、あとは根強く交渉した地元の方です。出しゃばりました。

井川参事：ありがとうございます。様々あとやっぱり基本的に排せつ物が臭うので、それを頻繁に今まで1日に3回掃除してたのを4回しますとか、とにかく清掃する回数をふやすとか、まずそこから始めてもらってるところもあります。その事業所に応じて。基準を超過したから何もしないではなく、必ず抑えるためにこういうことをしますっていうのを出してもらって、その検証もします、それが2回目の測定なんです。それでもまた出てしまうっていうところは、またそれでこれで本当にいいんでしょうかっていう話はもちろんしていますし、あと今年度ちょっと昨年度より超過事業所が多かったんですけど、どうしても臭気測定というのは、その日の天候というか風下でやるんですね。風下の境界線、その敷地の境界線でやるんですよ。今回その風下が敷地の動物が入っている小屋のすぐ近くが境界線なんですけど、そこで計らざるをえなかったっていうのがすごい多かったというふうに担当から聞いておまして、ちょっと本当はもっと下がってもいいのかなって思ったんですけど、普段出ないところが出てしまったり、本当にもう鳥小屋の本当もう目の前で計らざるをえなくて、どうしても小屋の回りって臭いが少しは出てしまうもので、そんなようなことがあったというふうに聞いております。あとセンター長何か県の方であれですか、その臭気のことって何かあります。

委員：昔から臭い物には蓋って言いますけれども、やっぱり封じ込めるっていうのがある程度有効なので、散水するとか周りに木を植えるっていうのも全部は閉じ込められないんでしょうけれども、少しでも外に出ていくのを抑えようというそういう対策なんでしょうし、そういうできるところからやっていくしかないのかなと思いますので、引き続き指導していただければと思います。

井川参事：ありがとうございます。

委員：すいません。意見を言って、また空き家なんですけど、結局その空き家になってからだとどうしても難しいと思って、何でしょうね。空き家の前に、空き家になる前と言うか、何かこううまく例えば5年ごとに何か相続人とか連絡先とかの登録を地域の会長さんにも協力していただいて、地域内の点呼、例えばあんまり一人暮らしの方ばかり狙って聞くのも何かお亡くなりになった後っていうのは聞きづらだろうから、そういうことではなくて、全戸何か登録カードじゃないけども、何か空き家になる前にも何かちょっと対策考えられたらなと思います。

高橋主任：ありがとうございます。昨年までなんですけれども、各サロンといますかのと

ころでうちの方で2回、出前事業という形でそういう相続ですとか、あとエンディングノートのとかっていう事はさせていただいたんですけども、去年うち2回だったんですが、去年といたしますか昨年度ですね。法務局の方でそれを各地区のところでは呼んでいただいてやっていたので、ちょっと今年してなかったんですよ。法務局で胎内市だけでも10何件、年度にして、法務局の方はいわゆる不動産の嘱託といたしますかとかのことでエンディングノートですとか今後どうしますっていう説明にやはり全部相続とかで全部繋がってくるので、ちょっとそこで法務局の方でしていたのでうちの方でちょっと、今年度はしていなかったっていうところはあるんですけども、やっぱり引越すですとか、あと亡くなって、あと相続の方がわかればいいんですけども、ほとんど相続放棄されてとかっていうところでやっぱりさっき相続人がいない空き家っていうのが増えていくとは思っているので、なかなかそのエンディングノートだけではなかなか難しいところあると思うんですけども、

委員：難しいでしょうけどね。だから相続人がいなかったらじゃあカチタスとかどっか契約して売るとか、何かそのいやちょっといなくて、じゃあ死んだ後お願いしますと、本当に困っちゃいますよね。こんな500棟もあると思ってなくて、そんなにあったんだ。そして27年度から比べたら倍近く増えてるってことを思うと、これからものすごいスピードで増えて行くんだろうなと思うと、何かちょっとそういう難しいけどもでもそういうのをお願いして聞いてもらおうと、そうだよなってちょっとは気にする人も増えるかなと思って、どういう方法がいいか全然思いつかないのだけれども考えてもらいたいなと思いました。

井川参事：うちの市民生活課では、私たちの生活環境系のほかに当然いろんな受付の申請等を行う市民係がありますので、そこで例えば死亡届が出されたときに連絡をもらって、その空き家になるのであればこの後どうされますかっていうような確認をしたり、税務課とも連携をしてですね、税務課の方でそういう話が出たらそのチラシを渡してもらったりですとか、なるべく取りこぼさないようには少しお話できればなというところで一応取り組んでいます。全部が全部できているわけではないんですけど。

委員：そうなの、死亡届が出た時点で、誰かしら関係者が出すからね。

井川参事：そこら辺ですね。

委員：そうですね。相続しないってことですね。

高橋主任：正直申し上げますとやっぱり問題のある空き家っていうのが、大体がもう相続放棄、若しくはその相続人が死亡届、死亡届を出した業者さんが出しに来るんですけど死亡

届。そのあとの市役所の手続きの関係で、相続人の方や親類の方が来て手続きをされるんですけども、その問題のあるところはその手続きにこないですね今一番。やっぱり問題のない、問題ないっていうのもあれなんですけど、そこは手続きいらっしゃってそういうお話が可能にはなっております。

委員：なにか前いた環境委員の、相続人を何とかたどって、そして倒壊の許可を得たって、倒壊もできないわけでしょ勝手に。

高橋主任：はい、解体。

委員：解体もうこっちでできないわけでしょ、勝手にね。だからそのまず空き家になる前に何とか考えてもらいたいですね、皆さん。うちも考えるけど、うちもカチタスとかどうかするか契約するけどさ。

井川参事：ありがとうございます。

委員：空き家にも関連して空き家バンクを見たんですけども、これというのはこの資料2の令和6年12月30日現在のどこに値する、どこのホームページに出た物。

高橋主任：いちばんなにか小屋だけ建ってるようなところは一軒空き家になりますし、更地も空き家バンクで登録は可能なんですけども、けどそれは入ってません。あとそのお家によって、0点から120点ぐらいまでの調査をして点数づけをしてるんですけども、一応その一軒空き家と言われるものが100点以上なんです。50点以上が管理不全空き家っていう形で区分分けをしているんですけども、この中だけでいきますとその中に掲載されている危険空き家はないです。普通の空き家ということで、

委員：維持管理っていうところに入っているものが多いです。

高橋主任：これはあくまで相談に来た件数なもので、その下の実態調査の状況の中でいくと、空き家の総数っていうところに入っているものたちです。

委員：579棟分の幾つかということで、了解しました。理解をしていなくて申し訳ないです。ありがとうございました。

委員：すいません。南波さん、なんかもしせつかくだから専門的な空き家に限らず全体的に、あんま難しいと理解できないから。

委員：そうですね、空き家のところについて今話出たんですけど、我々企業サイドから言わせてもらいますと、解体費ですね、これすごく値上がりしているんですよ。昔って建物壊す時、二束三文で壊せたっていうイメージが強いと思うんですが、今もう、3倍4倍ぐらい。要は壊した後のみんな分別して廃棄しなきゃいけなくて、ものすごい解体にコストかかるんですね。我々うちの企業、工場なんかも実はそうなんですけども、先送りしてるものがいくつかあつたりしますけども、この辺が増えてる1つの要因。昔はもうその辺の地域の業者さんに頼めばすぐにわかったよって解体してくれたものが、今それができなくなる所があります。原因にもあるかなお金の面からすると。あと私もちょっと気になって質問しようかなと思って機会伺っていましたが蛍光灯の件ですね、LEDの件。これ今胎内市の方では、大体どれぐらいのパーセントの交換終わっているのか。

五十嵐主任：ほとんど終わってなくてですね。130施設のうち12施設しか終わってないです。今手元の資料でいうと130施設のうち12施設、だから10%も終わってないです。

委員：これとやっぱり企業の所も代表的になっていまして、蛍光灯がもう廃止される。要は製造が止まるという、輸入されないっていうところで、在庫しているものであるとか、売買しているものについては、もうそのまま出ているものは使用して構わないですけど、この辺やっぱり生産されなくなるというところなので、うちもだいぶ古い80年以上経っている工場ですので、こういったものは老朽化しているんですね。うちの会社の工務課っていうところがこれ担当して、こちらで調べたところだと、いわゆる蛍光灯、水銀灯の類いはメーカーさんがもう停止をするって話になってますけど、殺菌灯、これもいわゆるLEDではなくて、こういったいわゆる蛍光灯とかそういったものですが、殺菌灯の類いは、一応そのメーカーさんにおいては製造は続けますっていう回答は得ているので、その部分以外のところですね。これのいわゆる照明の転換をやっていくという、会社は今8割ぐらいLED化というのはしていますけど。

委員：殺菌灯って何。水銀無いの。

委員：あるんです。ただLEDでは殺菌しきれない。うちで言うと工業用水を汲み上げるときに測定に使えますので、いわゆる殺菌灯でもって殺菌をするんですね。

委員：一般家庭は関係ない。

委員：一般家庭で殺菌灯が使われているところはあんまりないかなと思います。やっぱ大きい事業所さん、市の施設さんとか学校さんであつたりとかみたいな事業のところでしょうかね。

委員：予算かかるんだよね、LEDに変えるという事は。ただ付け替えるだけではしょうがないでしょうけどね。

五十嵐主任：型ごと変えますので、基本的には。

委員：LEDにも今、いわゆるその昔のタイプの細長い蛍光灯だと、器具はそのままで中の蛍光管だけをLEDタイプに単に変えることができるものがやはりあるんですね。

会長：2種類あったよ。そこ調べたことあるんだけど、省エネタイプのこういう器具、これにLEDの玉はつきませんでした。昔のタイプだったらOKだけど、だから皆さん省エネってそういう器具を皆付けたわけだ。だから器具には使えない。器具ごとそっくり取替えなければならない。昔の蛍光灯を使っている人はその長さがあれば、

委員：これはこれ1台入ったら、これ自体LED、管理して付け替えれば、

会長：古いのはOK。

委員：そうですね。丸いやつとか、スマートこういうランプタイプのは非常に難しいですね。

会長：あんな高いやつ買って付かなくて、

〇〇委員：希望なんですけども、1番目の省エネ地球温暖化防止対策のところ、緑のカーテン、非常にいいことだと思うんですけども、その他に気になるのが各家庭の窓からの熱の移動が非常に多くて、冬だと暖房費、夏だと冷房費にとってもかかっているわけですよ。それを前に何年だったか忘れちゃったけども、二重窓にしたら補助しますっていうのはありました。それで二重窓にしてもまだ全然欧米の窓の断熱レベルには追いつかないんですね。なのでここはもう一段、ガラスメーカーの方も二重窓のスペースにアルゴン入れたり或いは真空にしたりして、熱貫流率をぐっと下げるような窓も開発しているところなんですけれども、すぐという事は無いんでしょうけれども、方向性としてちょっとこれは、普及に力を入れてもらえないかなっていう希望があります。

五十嵐主任：その点ちょっと今手元に資料がないんですが、いわゆるノエル、ゼロエネルギーハウスみたいなものの事業は、あと補助金は、国の方では一応ありまして、二重サッシにするとかですね、ありましてそれ予算が尽きればそこで終わりとか、あとリフォーム会社あとハウスメーカーさんなんかは、そこはもうお客様、顧客に1つの補助金として紹介しながら営業しているところがございますので、市としては単独で補助金はないんですけども、国の方での補助金は一応まだやっております。2025年はどうなるかまだわから

ないんですが2024年はありました。二重サッシにすると結構変わるものなんではないでしょうかやっぱ、冬も夏も。

委員：すごい変わる、全然違う。

委員：さっきも言ったように5年の見直しの中で、もしいろいろあれば入れる方向で検討していけばいいんじゃないの。そういう変わったあれというのは。全部見直しな訳だから。

委員：あとこれから建つかもしれない生涯学習センターとかね、そういうところも二重サッシにするとか。

井川参事：そうですね、多分いろいろ考えているとは思いますが、

委員：これは多分市の方は、今JXじゃないですねエネオスさん。いろいろありますよね。あそこがもの凄いです。いわゆる省エネ性能というのですか。おそらく国内トップというか世界でもおそらくJXさん。あの中にオープンイノベーションラボという施設があって、そこが今。ただ一応その建物が一応そのモデルになっていますよね。建物がエコであったりとか。

委員：審議会で見学に行くなんてことはできないんですかね。そういう見学をやれば多分市報なんかにてて宣伝効果が、

委員：希望制にして、お金はでませんが希望者を募って。

井川参事：そうですねちょっと検討します。JXさんのオープンイノベーションラボっていうのをすごい全面的にいろんな方に見てもらいたいと言っていて、実は昨年も中条中学校の生徒に対して脱炭素の講義をしたんですけど、私たち市とJXさんと一緒に共同して、その脱炭素を少しでも興味を持ってもらえるようにいろんな話をさせてもらったんですよ。それからもうすごいJXさんはエネオス時代から胎内市とはすごいガスを産出していたときからの付き合いが長いってのもあって、エネオスの方もいろんな方にその施設を見てもらいたいっていうふうには言っているんですね。それはここで可能になるかどうかちょっとあれなんですけど。機会があれば、皆さんも見いただければ。

委員：会長さん計画立ててよ。

会長：今言ったように、必要な事だと思うんですよ。

井川参事：そうです。

会長：大体意見が出終わったと思います。これで審議会終わりたいと思います。ありがとうございました。

(以上)